

原議保存期間	20年(令和25年3月31日まで)
有効期間	一種

警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
警察大学校交通教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第23号  
令和5年3月17日  
警察庁交通局交通規制課長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について(通達)

道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。以下「改正法」という。)、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(令和5年内閣府・国土交通省令第1号。以下「改正命令」という。)等の施行に当たり、改正法等の趣旨、内容及び留意事項については、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について(通達)」(令和5年3月17日付け警察庁丙交企発第13号ほか)をもって通達されたところであるが、改正命令による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「命令」という。)に係る交通規制関係事務等の運用上留意すべき事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

#### 記

#### 第1 改正命令の内容に係る留意事項について

##### 1 自転車の記号を用いた規制標識に係る留意事項について(命令別表第一)

規制標識「特定小型原動機付自転車・自転車専用(325の2)」による「特定小型原動機付自転車・自転車用道路」規制及び規制標識「普通自転車等及び歩行者等専用(325の3)」による「特定小型原動機付自転車・自転車及び歩行者用道路」規制については、特定小型原動機付自転車(以下「特定原付」という。)及び自転車(これらの車両で道路交通法(昭和35年法律第105号)第17条第3項の規定により自転車道を通行してはならないものを除く。)以外の車両等の通行を禁止するものである。したがって、上記の交通規制を実施する上で、特定原付や自転車の通行を禁止することはそもそもできないことに留意すること。

また、規制標識「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め(309)」及び規制標識「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行(326の2-A・B)」については、道路標識の表示する意味を分かりやすいものにするという観点から、「特定原付」、「自転車を除く」等と記載した補助標識「車両の種類(503-A)」を附置することにより、交通規制の対象を限定することはしないこと。

その上で、例えば、特定原付又は自転車のうち、特定原付のみを通行止め規制の対象とする場合には、「特定原付」と記載した補助標識「車両の種類(503-

- A)」を規制標識「車両通行止め（302）」に附置することにより対応すること。
- 2 「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」規制に係る留意事項について（命令別表第一、別表第五及び別表第六）

規制標識「普通自転車等及び歩行者等専用（325の3）」、規制標示「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可（114の2）」及び規制標示「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分（114の3）」による「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」規制が実施されている歩道について、特例特定小型原動機付自転車（以下「特例特定原付」という。）の通行は可能としつつも、普通自転車の通行は禁止するというような交通規制は実施しないこと。

- 3 必要に応じた法定外表示等の設置について

特定原付のうち特例特定原付のみが「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」の交通規制が実施されている歩道を通行できること又は特定原付若しくは特例特定原付の通行を禁止する交通規制を実施することの注意喚起に特に万全を期する必要がある場合は、「法定外表示等の設置指針について（通達）」（令和5年3月17日付け警察庁丁規発第24号）において指示する法定外表示等を必要に応じて設置すること等により対処すること。

法定外表示等の設置については、原則として、規制標識「普通自転車等及び歩行者等専用（325の3）」に附置するものについては、都道府県警察において行うこととし、その他のものについては、施行と同時に設置する場合には、都道府県警察において行うこととし、施行日より後に設置する場合には、道路管理者と協議の上、適切な主体において行うこととされたい。

なお、本項については、国土交通省道路局と協議済みである。

## 第2 改正命令の施行に係る留意事項について

- 1 都道府県公安委員会の意思決定に係る所要の措置について

改正命令附則第2項及び第3項の規定により、今般の改正においてその交通規制の対象・内容に変更が生じた道路標識等については、改正命令による改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に基づき設置されているものが、命令の相当規定に基づき設置されているものとみなされることとなった。したがって、現に設置されている道路標識等による交通規制であって、改正命令施行後のその内容が、命令の相当規定による道路標識等の意味によるものとする場合には、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意思決定の変更を行う必要はない。

他方で、交通規制の内容を記録する文書・データに齟齬や混乱が生じることを避けるため、適宜、公安委員会に対して報告を行うなど所要の措置を講じた上で、当該文書・データの整理及び修正を確実に実施すること。

- 2 道路標識等の交換等の措置について

前記1のとおり、現に設置されている道路標識等による交通規制であって、改正命令施行後のその内容が、命令の相当規定による道路標識等の意味によるものとする場合には、公安委員会の意思決定の変更を行う必要はなく、現に設置されている道路標識等の交換等の措置を行う必要もない。

しかし、例えば、現に設置されている規制標識「普通自転車等及び歩行者等専用（325の3）」による「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」規制を実施している道路について特例特定原付の通行を禁止するなど、特定原付又は特例特定原付を本標識が表示する交通規制の対象に加えたり除いたりする場合には、公安委員会の意思決定の変更に加えて、所要の補助標識又は道路標示の設置等の措置が必要であることに留意すること。

### 3 その他の留意事項について

改正法の成立に際し、令和4年4月15日の衆議院内閣委員会及び同年4月12日の参議院内閣委員会において、それぞれ附帯決議（別添参照）が付されていることから、これらの決議の趣旨を十分に尊重し、自転車通行空間の更なる整備に努めるとともに、特定原付等に係る駐車環境の整備に向けた取組を推進すること。

別添

令和4年4月15日  
衆議院内閣委員会

○ 道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一～四 (略)

五 電動キックボード等及び自転車の安全な走行環境を確保するため、自転車道の整備等に努めること。また、今後電動キックボード等の普及が見込まれることに鑑み、駐車環境の整備等に努めること。

六～十五 (略)

令和4年4月12日  
参議院内閣委員会

○ 道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一～七 (略)

八 自動二輪車等の駐車場台数が他の自動車に比べて少ない水準にあり、電動キックボードの普及等に伴い、今後更に不足することが見込まれる状況にあることに鑑み、関係省庁等が連携協力しながら、駐車環境の整備に向けた取組を推進すること。

九 (略)

十 歩行者、自転車、自動車等既存の交通主体に加え、特定自動運行の自動車、特定小型原動機付自転車、遠隔操作型小型車等が同じ交通空間を通行する新たな状況が生じることから、各交通主体の安全を確保するため、交通事故情報等を集積・分析して危険性を軽減する措置を適切に講ずるとともに、効果的かつ厳正な指導取締りを行うこと。また、関係省庁が連携し、車道と分離された自転車道、自転車専用通行帯及び歩道等の交通空間を計画的に整備すること。

十一 (略)